◆表紙さまざま　八宮本源氏物語（解説八ページ）

蓬古

HÔSA

名古屋市蓬左文庫

HÔSA LIBRARY, CITY OF NAGOYA

NO. 57

展示室

歌　書

三、大名調度としての歌書
　十月四日～十一月五日
　十一月八日～十二月七日
四、雑賀重良収集歌書展
　一月十日～二月八日
　二月二十一日～三月二十二日

◆大名調度としての歌書

江戸時代以来の尾張徳川家の道具帳には、「歌書」という項目があります。ここには、いわゆる歌についての書物だけでなく、『源氏物語』をはじめとする平安朝の物語を中心に代表的な古典文学書がならんでいます。

また、ここに記されているのは、古筆に属する写本の名品や、書跡の美しさ、料紙や表紙など装丁の美を重視した名筆家の手による写本、さらに豪華な蒔絵の書物箪笥に納められたものなど、書物というより、調度というにふさわしい装飾性の高い書物です。「歌」に象徴される平安期の雅な世界は、支配階級の象徴として大名道具のなかに受け継がれたのです。

今回は、『源氏物語』なども含め、大名調度のなかで、「歌書」と呼ばれた書物を中心に紹介します。

三代尾張藩主徳川綱誠の正室新君（一六五四～九二）の蔵書は、享保十四年（一七二九）に「御文庫」に納められましたが、蒔絵の容器に納められた書物など、調度として適したものは「御文庫」から持ち出されました。そのうち、『夫木和歌抄』（江戸時代前期写）を含む三件は、九代藩主宗睦の正室好君（一七三〇～七八）の調度として再び使用されました。『夫木和歌抄』は、『万葉集』以降、鎌倉時代までの和歌の内、既存の歌集にもれた作品一万八千首を収録した大歌集です。

同じく三代藩主綱誠の側室で四代藩主吉通の生母となった本寿院（一六六五～一七三九）の蔵書のうち、『万葉集』はじめ六件の書物は「御文庫」へ、『源氏物語』（三条西家本）・『源氏物語』（紹巴本）の二件は、数寄屋の道具を管理する茶道方に移されました。その後『万葉集』は、「御文庫」から持ち出され、江戸屋敷の調度として使用されました。「三条西家本」は、藤原定家が校訂した写本「青表紙本」系の『源氏物語』で、巻末に三条西実隆の奥書があり、天文二年（一五三三）に孫実枝（一五一一～七九）が数人の手を借りて書写を終えたと記されています。また、「紹巴本」も、「青表紙本」系の『源氏物語』で、「桐壺」の巻の巻末に、連歌師里村紹巴（一五二五～一六〇二）の天正八年（一五八〇）の奥書があります。

青地に金泥で草花を描いた表紙の『源氏物語』（江戸時代初期写）の納められた、金蒔絵の書物箪笥は、蒔絵の家紋から但馬国出石藩主小出家出身の尾張藩家老成瀬正親（一六三九～一七〇三）の夫人の婚礼調度と推定され、のち藩に納められたものと思われます。

『古今集』に始まる勅撰和歌集、全二十一種を『二十一代集』、最初の八種を『八代集』と呼びますが、どちらも婚礼調度として整えられたことの多い、基本的書物です。

大名調度として用いられた、豪華、優美な書物の世界を、どうぞお楽しみください。

◆雑賀重良収集歌書展

雑賀重良旧蔵書は、和歌書の収集・研究者として

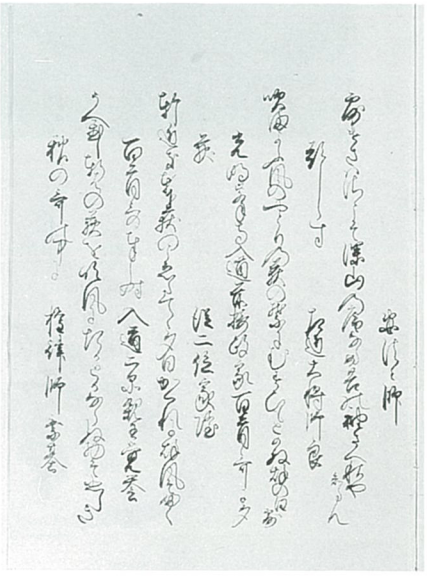

二十一代集

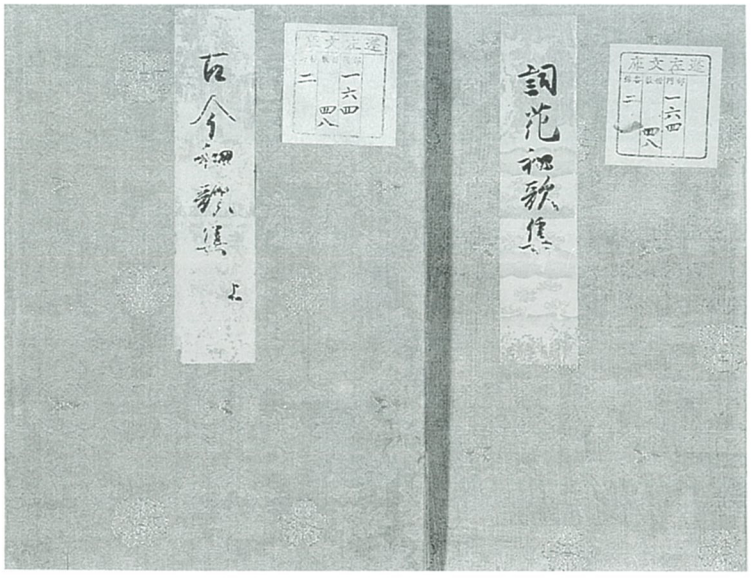

知られた雑賀重良氏（一九〇〇～八三）の旧蔵書で、近代短歌を中心に、江戸時代の刊本、写本から近現代の雑誌まで和歌に関する書籍・雑誌が網羅的に収集され、約一万五千点におよびます。

雑賀重良氏は、名古屋市に生まれ、若くして和歌に関心を持ち、「日本歌書年表」の編纂を志して、長年和歌書の収集・研究にあたられ、昭和四十八年（一九七三）CBCクラブ文化賞を受賞されました。尾張・三河の和歌書研究は、『尾三歌書年表』（昭和四十八年刊）にまとめられました。

雑賀重良氏の没後、ご遺族によって、昭和五十八年十二月に蓬左文庫に寄贈されました。これまで蓬左文庫で蔵書の整理を進めてきましたが、今回、収集歌書から代表的なものを主として、展示いたします。

近世の歌書の収集は、歌集や注釈書などの歌学書の刊本や写本はもちろん、稿本や和歌・狂歌の詠草にまで及びます。とくに尾張・三河の和歌書の収集に努められた結果、近世の当地方の、和歌を中心とした文芸活動を知るための貴重な資料となると思われます。

とくに興味深いのは、長尾重教・重喬父子の狂歌・和歌詠草類です。長尾治右衛門家は、尾張海西郡大宝新田（現海部郡飛島村）の地主で、重教（～一八四二）は星橘楼寿長雄と号し、狂歌を好んで六樹園石川雅望らに師事しました。重喬（～一八七九）は和歌を好み、尾張藩の国学者植松茂岳に入門し、「松之戸」と号しました。農書『農稼録・同附録』の著者でもあります。重教の父惟胤（～一八〇三）も俳諧に親しんだと伝えられていますので、代々文学趣味豊かな一族だったといえます。本歌書群は、長尾家と尾張の文化人たちとの交流や活動を知る上で、多くの材料を提供してくれることでしょう。なお、長尾家に伝来した膨大な古文書は、海西郡飛島村大宝家資料（長尾家は明治に大宝に改姓）として名古屋市博物館に所蔵されています。

蔵書の中でより多くを占めるのは、近代の書籍・雑誌類であって、書籍は六五三七タイトルにおよびます。そのうち、とくに注目されますのは、明治以降の個人歌集の多さで、一四二三冊を数えます。多い順にいくつかあげますと、与謝野晶子（一八七八～一九四二）が一〇六冊、次いで石川啄木（一八八五～一九一二）が九五冊、吉井勇（一八八六～一九六〇）五九冊、北原白秋（一八八五～一九四二）と若山牧水（一八八五～一九二八）が各三九冊となります。近代歌人に対する雑賀重良氏の思いがうかがわれるように思われます。とくに与謝野晶子の第一歌集「みだれ髪」は三二冊を数え、近代日本人の間で愛好されたこととともに、雑賀氏の同書収集の意欲が感じられます。

個人歌集に次いで数の多い伝記（九二〇冊）の中でも、石川啄木三三冊、与謝野晶子三〇冊、豊臣秀吉二九冊、正岡子規（一八六七～一九〇二）二七冊、渡辺崋山（一七九三～一八四一）二五冊というように、同郷の偉人伝とともに、歌人の伝記の多さが目立ちます。

和歌関係の雑誌も、既に稀少となったものも含まれており、資料的にも大変貴重なものと思われます。また、大正・昭和前期の短歌雑誌の表紙絵が、のちに大家となる画家たちによって描かれており、視覚的にも大変興味深いものがあります。

今回の展覧会では、代表的なものの、ごく一部を展示いたしますので、雑賀重良旧蔵書の全容につきましては、目録（今年度刊行予定）をご覧くださいますようお願いします。なお、平成十年度に公開を予定しております。

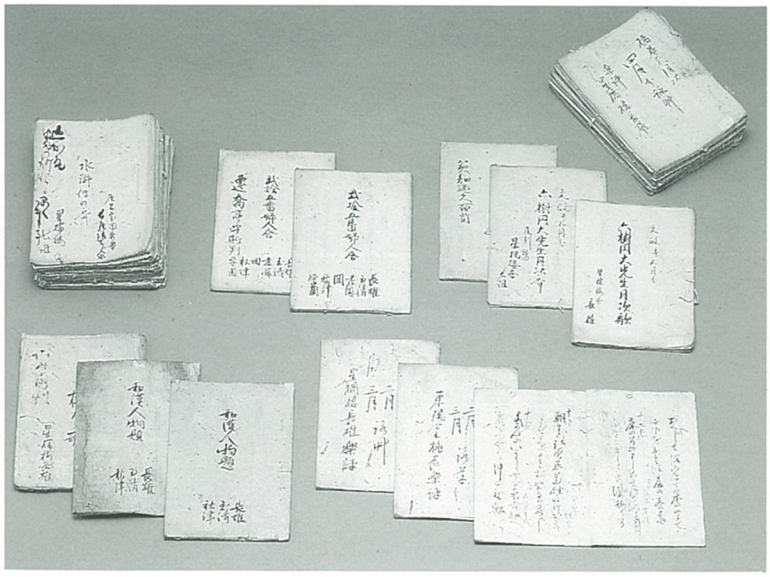

長尾重教狂歌詠草類

長尾重教（星橘楼寿長雄）は、文政年間（1823～44）狂歌作りに熱心に取り組みました。六樹園石川雅望の他に名の挙がっている橘庵芦辺田鶴丸は、名古屋出身の当時著名な狂歌作者で、長尾重教の詠草の多くに評価を加えています。

『夫木和歌抄』三七冊

書物箪笥は、「秋野」の意匠に、摂家近衛家の「菊折枝」の紋様があしらわれていることから、近衛家久の娘で九代藩主宗睦正室好君の調度として新調されたものと考えられます。

『みだれ髪』各種
与謝野晶子の第一歌集。明治三四年（一九〇一）から昭和四八年（一九七三）までに刊行された三六種がそろっています。

「藩士名寄」所収

津田新十郎家文書について

尾張藩には、武田氏をはじめ五十家を超す戦国大名・織豊期大名の旧家臣や、その子孫が藩士として仕えていたという。これらの藩士の家は、戦国大名・織豊期大名からの文書を多く持ち伝えていたと思われる。しかし、尾張藩の編纂した「源敬様（徳川義直）御黒印写」が、初代尾張藩主徳川義直の藩士に宛てた黒印状（領地宛行状）の集成であるように、尾張藩は歴代藩主が出した文書以外の、藩士の家伝文書には関心が薄かったようである。藩士から系譜や由緒書（先祖書）を提出させているが、家伝文書そのものを書き上げさせようとはしていない。しかし、「源敬様御黒印写」編纂に付随した由緒書の集成である「源敬様御黒印由緒書」、藩士の系譜集である『士林沂洄（しりんそかい）』、同じく系譜・略歴の集成である「藩士名寄」など、尾張藩の編纂物には、藩士の家伝文書がわずかに収載されている。これらの文書については、貴重な史料として検討する価値がある。

津田新十郎家文書

今回とりあげる家伝文書は、尾張藩士津田新十郎家文書で、蓬左文庫所蔵「藩士名寄」（目録番号一四一―二）に収載されている。蓬左文庫で進められている同書の翻刻が契機となって見出されたものである。

「藩士名寄」の第七一冊の「つの五家譜」の部には、津田新十郎信寧が提出した家譜、Ⓐ「先祖より代々家督相続之者、隠居家督病死年月日併年令書付」（寛政九年三月付）、Ⓑ「津田氏家譜」（同八年正月付）、Ⓒ「家譜」（同九年正月付）の三種が綴られている。同家の家伝文書が収載されているのは、Ⓒ「家譜」の歴代略歴の冒頭、新十郎正盛の記事の中である。前後の関係記事も含めて、家伝文書を紹介する。

（前略）翌年（文禄四乙未）大坂江罷登、秀吉公江御礼申上候処、正盛儀尾張者ニ而候間、尾州ニ而領知可給候由ニ而、則知行六百拾石賜之、右朱印同年八月三日賜之所持仕候、写左之通御座候、

（文書1　豊臣秀吉朱印状写）

尾張国丹羽郡
五百六拾弐石九斗五升
高屋村内、四拾七石
（案師）あんし村内、合六百
拾石事、令扶助訖、
全可領知者也、
文禄四
八月三日　◯

（註）「印大サ如此、
文字不知、」

津田新十郎とのへ

秀吉公薨去後
権現様（徳川家康）江被　召出
性高院様（松平忠吉）江相勤候様ニ之
上意ニ而相勤、慶長六年五月朔日
性高院様より知行分　御朱印被下置
所持仕候、写左之通御座候、

（文書2　松平忠吉朱印状写）

知行方目録
尾州丹羽郡
一、五百六拾参石　高屋村之内
同　郡
一、四拾七石　南尾渕村　之内
合六百拾石
右、令扶助訖、全
可被領知者也、
慶長六年
五月朔日　◯

（註）「御印大サ如此、
文字勝宝ト相見候、」

津田新十郎殿

（後略）

文禄四年八月三日付秀吉朱印状写（七頁写真）

二通の文書の宛名の津田新十郎正盛は、系譜によれば、尾張岩倉城主織田信安（号玉甫）の四男で、寛文元年（一六六一）七九才で亡くなっているので、天正十一年（一五八三）生まれである。父信安が、岩倉城を追われたのち、天正十九年八五才で亡くなったとの家伝を信じれば、正盛は信安七七才の子となる。正盛のすぐ上の兄、僧正仲の生まれは天文八年（一五三九）とあって、兄弟の年令差が四四才となり、信安と正盛の間に一代を置かない限り、不自然と思われる。ただ、正盛が仕えた尾張藩主徳川義直が、「織田の嫡孫、尾張の故家」として正盛を優遇したことからみて、正盛が何らかの理由で信安の子として後を継ぐこととなったと推測するほかない。

さて、文書1の秀吉朱印状写は、折紙と推定され、原文書にほぼ忠実に筆写されている。文禄四（一五九五）年八月に、秀吉は追放した関白秀次の旧領尾張国内の武士や寺社に朱印状で領地を給与した。津田正盛に丹羽郡内で六一〇石を給与した秀吉朱印状写は、八月三日付であるが、同日付の朱印状の多くは熱田代官加藤氏や寺院などに宛てられた。[1]他方、兼松正吉や沢井雄重など武名の高い尾張衆には、後くれて八月八日付の朱印状で領地が給与された。家伝によれば、正盛は当時数え一三才で何ら武功もなく、応仁の乱以前に織田氏の嫡流で、守護代を世襲して、守護斯波氏に次ぐ尾張の名門であった岩倉系織田氏の子孫に対する、秀吉の好遇によるものと推測できよう。

豊臣秀吉から津田正盛に与えられた領地は、高屋村（現江南市）五六二石九斗五升、案師村四七石（現犬山市）で、いずれも丹羽郡内で、父祖の居城岩倉城（現岩倉市）も同郡内にあった。しかし、文禄四年八月に秀吉が尾張の武士たちに与えた領地の

大半は、丹羽郡内にあり、高屋・案師両村が津田正盛にとって特別にゆかりの深い土地であったかどうかは今後明らかにされねばならないだろう。

こうして豊臣秀吉から他の尾張衆と差をつけられた津田正盛であったが、五年後の慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いの際には一八才となっており、東軍に参加して、他の尾張衆とともに先鋒として活躍したことが、同じ「家譜」の中に記されている。その結果が文書2の松平忠吉朱印状写となって現れたのである。

慶長六年五月朔日付松平忠吉朱印状写

関ヶ原戦後、徳川家康の四男松平忠吉（一五八〇～一六〇七）は、武蔵忍城主から尾張清須城主となって、尾張の大半を領国として与えられた。したがって、戦前からの尾張衆のほとんどは松平忠吉に仕えることとなった。松平忠吉は、翌慶長六年五月朔日付の朱印状で、武蔵忍城主時代からの家臣と尾張衆に領地を給与し、後くれて、六月二四・二五日付の朱印状で、新たに清須で召出された家臣たちに領地を給与した。尾張衆は、新参の家臣にもかかわらず、旧来の家臣と同じに扱われる好遇をうけたわけである。その尾張衆は、兼松正吉・沢井雄重・生駒利豊らで、忠吉により「尾張組」という部隊に編成された二二人であったと推定される。その中に、津田新十郎正盛もいたことは、この忠吉朱印状写や「松平忠吉分限帳」（慶長八・九年ころ成立）に明らかである。

慶長六年に松平忠吉が家臣たちに領地を与えた際の朱印状は、知行宛行状の形式（領地が一ヶ所のみの場合）と、知行方目録の形式（領地が二ヶ所以上の場合）との二種の形式があるが、津田正盛宛の朱印状は後者にあたる。また、「慶長六年五月朔日」の日付が二行で書かれていることなどからみて、紙を横に二つ折りして使用した、「折紙（おりがみ）」の形態であったと推定される。正盛に与えられた領地は、案師村が南尾渕村（現一宮市）に替わったほか変化がない。

尾張衆のうち、兼松正吉（二六〇〇石）、沢井雄重（三〇〇〇石）、生駒利豊（二〇〇〇石）ら、領地が二～三〇〇〇石級のものは、一枚の紙を折らずに用いた、「竪紙（たてがみ）」の形態で忠吉朱印状が出されたのに対し、津田正盛（六一〇石）、坂井利貞（三八〇石）、赤林掃部（二〇八石）ら、領地が数百石級のものには、折紙の朱印状で出されたという差はある。しかし、津田正盛宛の朱印状写の文言は、「全可被領知者也」（傍点筆者）とあるように、丁重な表現がされている。

その後の津田新十郎家

慶長十二年（一六〇七）の松平忠吉病死後、代わって清須城主となった徳川義直（徳川家康九男）に、津田正盛は、引き続き六一〇石で仕えた。藩主義直から、尾張の名門として正盛が優遇されたことは、『士林沂洄』の津田新十郎家系譜の記事によって知られる。

津田正盛の子、信明は用人・領地一〇〇〇石まで昇進したが、その後に養子相続がつづいたこともあって、江戸時代後半は領地四〇〇石に留まった。津田信寧が、わざわざ家伝文書を「家譜」に引用したのは、先祖に比べて不遇な同家の、名門の子孫としての誇りを示したかったためではなかろうか。

津田新十郎家文書としてわずか二通の文書を紹介したに過ぎないが、津田新十郎家という尾張衆の事例を紹介し、豊臣秀吉による尾張衆形成の過程を多少なりとも明らかにできたと思う。今後も、機会があれば、編纂物所収の文書の紹介に努めていきたい。

（文責・下村）

（註）

（1）三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』。なお、津田正盛宛朱印状写は、同目録に未記載である。

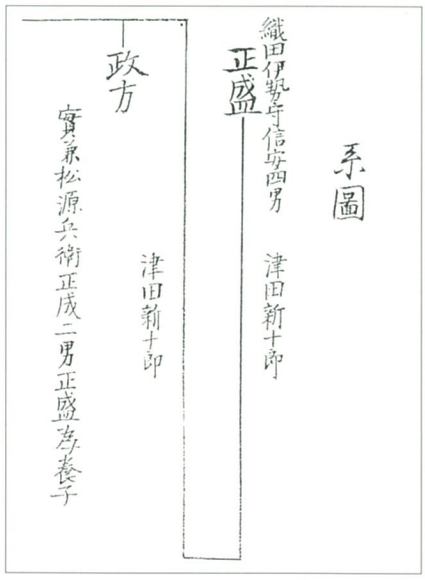

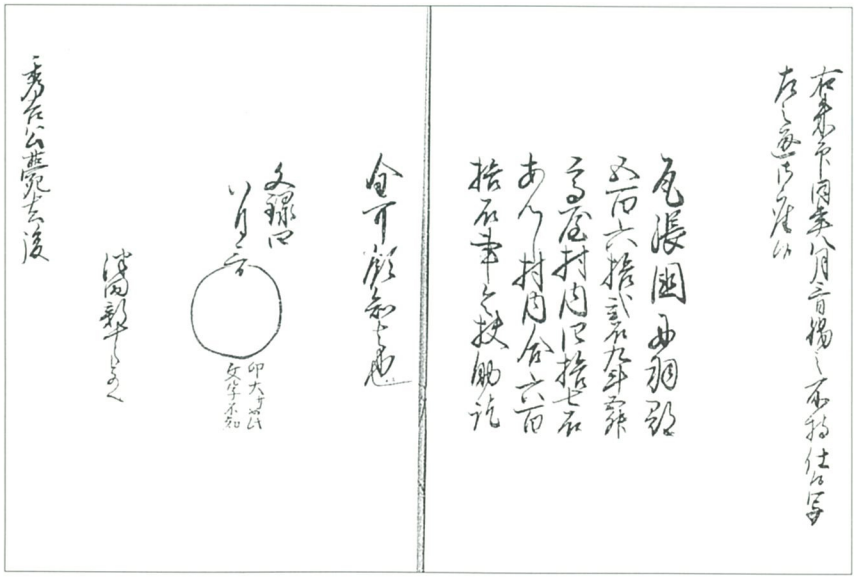

◆表紙さまざま　（表紙口絵解説）

表紙は、紺地に唐草と虫の模様の金襴が用いられている。題簽は、金粉を散らした斐紙に、さらに金泥で竜が描かれたもの。そこに、「桐壺」以下の各巻名が、漢字または平仮名で記入されている。見返しは、布目の斐紙に金箔紙を重ね、さらに草花模様の地紋が施こされている。料紙は布目の斐紙で、江戸時代の初期に書写されたものと思われる。小型本ながら、この華麗な『源氏物語』は、高貴な女性の所用に供されたものであろう。

『源氏物語』は、紫式部によって著わされた、平安朝物語文学の最大傑作であるが、本書は、藤原定家が校訂した写本「青表紙本」系統の『源氏物語』である。尾張徳川家では八宮良純入道親王（一六〇三～六九）の筆と伝えられてきたため、「八宮本源氏物語」と呼ばれてきたものである。

良純入道親王は、後陽成天皇の第八皇子として生まれて、幼いころ「八宮」と呼ばれた。五才で浄土宗知恩院に入り、慶長十九年（一六一四）に親王宣下を受けた。ついで、徳川家康の猶子となり、元和五年（一六一九）初代知恩院門跡良純入道親王となった。しかし、寛永二十年（一六四三）甲斐國に流された。万治二年（一六五九）に許されて、京都に帰ったが、還俗して以心庵と号した。後陽成天皇は書に堪能で、その皇子たち、後水尾天皇、近衛信尋（近衛信尹養子）も書に秀でていた。良純法親王も、当代の能筆家の一人に数えられたと伝える。

本書は、金文字で「八宮良純親王御筆源氏物語」と記された、塗箱に納められている。

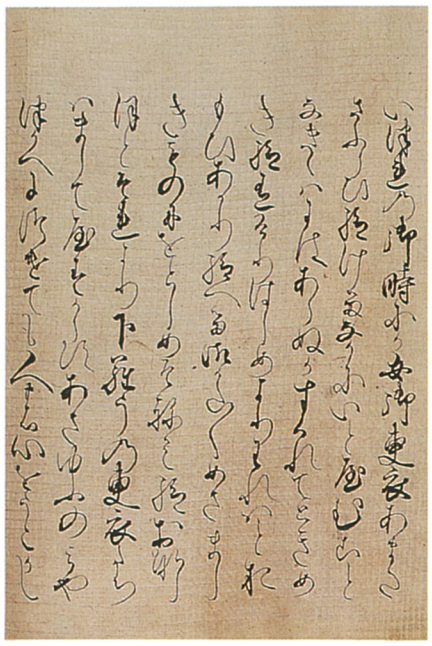

八宮本源氏物語　54冊
江戸時代初期写
(15.3×11.7cm)

名古屋市蓬左文庫

〒461　名古屋市東区徳川町1001番地
☎(052) 935－2173

◆交　通

名古屋駅、栄より
市バス(基幹バス2番)・名鉄バス(「本地ヶ原方面」行)
「新出来」下車、徒歩5分
大曽根より
JR中央線「大曽根」下車、南口より徒歩10分

開館時間　午前9時30分～午後5時
休館日　毎月曜日、第3金曜日
祝日(日曜、月曜のいずれかに重なる場合は、日曜開館、月、火休館)
特別整理期間(2週間)
末年始(12月28日～1月4日)
閲覧　館内のみ。館外貸し出しはいたしません。
閲覧時間　閉架図書　午前9時30分～12時
午後1時～5時
開架図書　午前9時30分～午後5時
複写サービス　保存上支障のないものについて、マイクロフィルム複写などの方法により行います。
電話・郵便による申込みも可。
取扱い時間　午前9時30分～12時　午後1時～5時
展示　30件程度の所蔵資料を随時展示。テーマ、期間、回数は、年度により異なります。

「蓬左」第57号　☆平成9年10月4日発行　☆編集・発行：名古屋市蓬左文庫(東区徳川町1001番地)
☆無料　☆不定期刊行　☆印刷：菱源印刷工業㈱